

26年度軽自動車税の納税通知書を発送します

納税通知書を発送します

バイクや軽自動車などの所有者に課税される「26年度軽自動車税」の納税通知書を5月12日(月)に発送します。通知書に記載されている金融機関などでお納めください。また、盗難や紛失などで標識が持参できない場合には、その旨を申し出てください。

軽自動車税 Q & A

Q1 軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきませんが、もう2〜3年前から所有していません。どうしたらよいですか。

A1 軽自動車税は、その年の4月1日現在登録されている方に課税されます。今は使用してなくても、廃車手続きをしないと、登録されたままになります。原動機付自転車・小型特殊自動車をお持ちの場合は、標識(ナンバープレート)を課税課(市役所2階)に持参して廃車手続きした場合、廃車証明書を持参

し、再登録の手続きをしてください。盗難前のナンバープレートは廃車していただきます。その他の車両については、左表をご覧ください。各取扱窓口に必要書類などを確認の上、廃車手続きを行ってください。詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777(内線2331・2332)へ。

軽自動車などの税額と申告(手続き)場所

車両の種類	税額	申告(手続き)場所
原動機付自転車	総排気量 50cc以下 1,000円 総排気量 90cc以下 1,200円 総排気量 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円	東久留米市役所 課税課市民税係 ☎470・7777 (内線2331~2332)
小型特殊自動車	農耕用 1,600円 その他 4,700円	
軽自動車	三輪 3,100円 四輪乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 二輪 2,400円	軽自動車検査協会 多摩支所 (府中市朝日町3-16-22) ☎042・358・1411
二輪の小型自動車	4,000円	関東運輸局東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 (国立市北3-30-3) ☎050・5540・2033

市税の納期内納税にご協力ください

納期内納税キャンペーンを東久留米駅前で行います

5月14日(水)に東久留米駅前、「納期内納税キャンペーン」を実施します。

当日は、市職員が駅前に立って、チラシなどを配布し、市税の納期内納税の呼び掛けを行います。

朝の通勤時間帯ではありませんが、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

詳しくは納税課 ☎470・7730へ。



キャンペーン当日の朝、市職員が市税などの納期内納税を東久留米駅前で行います

市税等納期一覧

区分	固定資産税・都市計画税	市民税・都民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	軽自動車税
6月2日	第1期				第1期
6月30日		第1期			
7月31日	第2期		第1期	第1期	
9月1日		第2期	第2期	第2期	
9月30日			第3期	第3期	
10月31日		第3期	第4期	第4期	
12月1日			第5期	第5期	
12月25日	第3期		第6期	第6期	
2月2日		第4期	第7期	第7期	
3月2日	第4期		第8期	第8期	
3月25日			第9期		

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の お知らせ

4月から行われた消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方への負担の緩和、また子育て世帯への消費の下支えを図る観点から、暫定的・臨時的な措置として、給付を行うこととなりました。

申請先は、原則として基準日(26年1月1日)時点に住居登録されている市区町村となりますが、申請時期や申請方法などの詳細は、決定次第、広報紙・市ホームページを通じてお知らせします。

子育て世帯臨時特例給付金

対象者は、基準日(26年1月1日)において、26年1月1日の児童手当(特例給付を含む)の受給者であり、26年度(25年分)の所得が児童手当の所得制限額に満たない方を指します。

給付額は対象児童1人につき1万円。ただし、臨時福祉給付金の対象者および生活保護の被保護者などは対象外となります。

公務員の方(児童手当など)は対象外となります。

臨時福祉給付金

対象者は、26年度の市民税(均等割)が課税されていない方です。

自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護の被保護者となつている場合などは対象外となります。

給付額は1人につき1万円。給付対象者のうち、次に該当する方は5000円が加算されます(複数該当する場合)。



消費税率の引き上げに伴う下水道使用料の改定について

26年4月1日から施行された消費税率および地方消費税の引き上げに伴い、下水道使用料に含まれている消費税相当額を、5%から8%へ改定することとなりました。改定後の下水道使用料は6月分から適用となります。

なお、今回の改定は消費税

住宅支援給付金を「存じ」ですか



勤務先で受給している方には、勤務先から「子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)」と「公務員児童手当(特例給付)受給状況証明書」が配布されます。申請が開始されるまでは、各家庭で保管していただきますようお願いいたします。

詳しくは「臨時福祉給付金」が総務課臨時福祉給付金担当 ☎470・7863、「子育て世帯臨時特例給付金」が子育て支援課助成係 ☎470・7736、両制度の問い合わせは厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル) ☎0570・037・192へ。

◆臨時福祉給付金(厚生労働省) ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kosodate/rinjifukuei/index.html)

◆子育て世帯臨時特例給付金(厚生労働省) ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kosodate/rinjifukuei/index.html)

◆振り込め詐欺や個人情報保護の注意喚起(厚生労働省) ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/131031.html)

「住宅支援給付」は、離職者であつて、就労能力および就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、または喪失の恐れのある方に対して、住宅の確保(住宅喪失の予防)および就労機会の確保を支援することを目的とした制度です。地方自治体とハローワークによる就職支援を受けながら、地方自治体から賃貸住宅の家賃の支給を受けることができるものです。

支給対象者は、支給申請時に次の①〜⑧の全てに該当する方です。

①離職後2年以内で65歳未満の方
②離職前に自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方
③就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所への求職申し込みを行う方
④住宅を喪失している方または喪失する恐れのある方(後者は、賃貸住宅などに入居している方)
⑤原則として、収入のない方
⑥ただし、臨時的収入がある場合には、基準など

※他にも要件があります。

【支給額】支給額の上限月額は、単身世帯が5万3700円、複数世帯が6万9800円

【支給期間】3カ月間

詳しくは福祉総務課 ☎470・7741へ。



不審な電話や訪問にご注意ください

全国各地で、「日本年金機構」や「年金事務所」、「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、金融機関の口座を聞き出すなど、不審な電話や訪問があつたという問い合わせが寄せられています。また、「年金関係の書類を配達できない」と言つて、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があつたとの事例もあります。

年金事務所などの職員を名乗った訪問や電話で不審な点がありましたら、その場で対応せず、年金事務所へ。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411、または日本年金機構本部 ☎03・5344・1100(「お客さまの声受付担当」)を押してください。

なお、年金事務所の職員や日本年金機構が業務委託を行っている民間事業者が訪問する際は、身分証明書を携帯していますので、確認してください。